

広島県告示第6号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定によって、次のとおり公有水面埋立てに係る埋立地の用途の変更の許可の申請があった。

この申請に係る申請書及び関係図書は、広島県土木局空港港湾部港湾振興課、広島県東部建設事務所三原支所及び三原市経済部農林水産課において、平成23年1月26日までの間、縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに広島県知事に意見書を提出することができる。

平成23年1月6日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

広島市中区基町10番52号

広島県

広島県知事 湯 崎 英 彦

三原市港町三丁目5番1号

三原市

三原市長 五 藤 康 之

2 埋立区域の位置

(A)

三原市幸崎能地四丁目3415番2に接する無番地から同3360番8に接する無番地を経て同3266番2に至る間の地先公有水面

(B)

三原市幸崎能地四丁目4175番2から同3505番1に接する埋立地を経て同3416番1に至る間の地先公有水面

3 埋立地の用途及び面積

用 途	変 更 前 の 面 積 (ヘクタール)	変 更 後 の 面 積 (ヘクタール)
漁港施設用地	約1.3	約1.2
住宅用地	約0.9	約0.9
石油販売業用地	約0.03	約0.03
ポンプ場用地	約0.03	約0.1

下水処理施設用地	約 0.2	約 0.2
公園・緑地用地	約 0.4	約 0.4
道路用地	約 0.9	約 0.9
フィッシャリーナ用地	約 0.6	約 0.7
護岸用地	約 0.2	約 0.2

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成 9 年 9 月 22 日 広島県告示第 984 号

(平成 9 年 9 月 16 日付け指令港第 56 号で免許)